

長野県の里親業務における個人情報の取扱いに関する基本方針Ⅱ （こども及び保護者等の個人情報の取り扱い）

1. はじめに（目的）

本方針は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号へ及びトに規定される業務(以下、「里親委託に関わる業務」という。)において、こども及び保護者等の個人情報を適正に取り扱うための基本方針と義務を定めるものです。里親業務に関わる関係者は、こどもの最善の利益を最優先に考慮し、こども及び保護者等の権利利益を保護するため、本方針に基づき個人情報を適切に取り扱います。

2. 適用範囲（対象・遵守主体）

- (1) 対象情報：こども及び保護者等の個人情報
- (2) 遵守主体：県(児童相談所を含む)、里親等、里親支援センター等のフォスタリング機関、児童福祉施設の里親支援専門相談員等の里親業務に関わる者、市町村児童福祉担当課等

3. 取り扱う個人情報（今後取得する情報を含む）

- (1) こどもの氏名、住所、性別、生年月日、委託となる経緯、健康状態、成育歴、教育・医療・福祉に関する情報、写真、意向や心情等。
- (2) 保護者等の氏名、住所、性別、連絡先、家庭・家族の状況、成育歴、生活歴、職歴、学歴、家族歴、病歴、支援履歴、意向や心情等。

4. 情報の取得方法

訪問、調査、電話・郵送・電子メール等の連絡、関係機関(県(児童相談所を含む)、里親等、市町村児童福祉担当部署、里親支援センター等のフォスタリング機関、保育所、教育・医療・福祉機関等のこども及び家庭支援に関わる者)からの提供、委託を受けた里親等がこどもを養育する上で作成・取得されるもの(養育記録、写真、手紙等)等。

5. 利用目的

以下の目的以外には利用しません。

- ・ 児童相談所における児童福祉業務
 - －相談・調査
 - －アセスメント(社会診断・心理診断・精神科診断等)
 - －援助方針会議
 - －援助指針・養育計画の策定
 - －措置の決定・停止・解除
- ・ こどもへの支援（生活支援、心理的ケア、学習保障、進路検討、委託解除後の支援等）
- ・ こどもの成長・生活の記録及びライフストーリーワーク等(成長や生活の振り返り、思い出の記録等)
- ・ 保護者等への支援（家庭機能の調整、社会資源の活用、支援会議の調整等）
- ・ こどもと保護者等との関係調整（通信、面会交流、外出、外泊等）
- ・ こどもの個人賠償責任保険の加入・脱退
- ・ 関係機関とのチーム養育・保護者等と里親等の共同養育（こどもの養育方法、交流等の調整）
- ・ 里親への支援（里親へのレスパイト・ケア等）

6. こどもの写真等の撮影・利用

里親等が、こどもの成長や日々の生活を記録し、こども自身が自分の成長やこれまでの生活を振り返ることができるよう、写真等を用いて記録を残すことは、こどもの養育において大切な取組です。

そのため、里親等がこどもの成長や生活の記録、思い出として写真等を撮影・保存する場合には、こどもの安全、福祉、意思、尊厳及びプライバシーに配慮し、適切に取り扱うものとします。

一方、撮影した写真等を実親等その他の第三者に提供したり、SNS、インターネット、広報誌等に掲載したりする場合には、こどもの安全及び福祉、プライバシー、実親等との関係、里親家庭の安全、将来にわたる影響等に十分配慮する必要があります。

写真等を第三者に提供又は公開する場合には、あらかじめ児童相談所に相談し、こどもの最善の利益を踏まえて、その必要性、提供・公開する相手及び範囲等を検討します。また、必要に応じて、こども本人や実親等の意向を確認し、同意を得るなど、適切に取り扱います。

特に、SNS やインターネット等を利用した不特定多数への公開については、こどものプライバシーや安全、将来にわたる影響等を十分に考慮し、原則として行わないものとします。

7. 第三者提供

上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、各業務に必要な関係者と情報を共有します。情報の共有に当たっては、こども及び保護者等の権利利益に十分配慮し、個人情報保護法その他の関係法令に基づき、適切に取り扱います。

【情報提供先】

県(児童相談所を含む)、里親等、民間フォスティング機関(里親支援センターを含む)、児童福祉施設の里親支援専門相談員、市町村児童福祉担当部署、保育所・教育機関・医療機関・施設、その他こどもの養育・教育・医療・福祉等に関して必要な関係者。

【法令等に基づき本人の同意を得ずに情報を提供する場合】

- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ・ 国、地方公共団体等が法令に定める事務を遂行するために必要がある場合
- ・ その他、個人情報保護法第 69 条に定める場合

8. 安全管理

以下の措置を講じ、個人情報の安全管理に努めます。

- ・ 管理責任者の設置(不正アクセス、改ざん、滅失・漏えいの防止、漏えい時の体制の整備等)
- ・ 職員への個人情報の取り扱いに係る定期的な研修
- ・ 情報管理区域の施錠、電子データのパスワード管理等

【里親家庭で行う個人情報の安全管理の例】

- ☐ 見えないように保管する(透けないファイル等)
- ☐ 鍵のかかる場所、又は第三者の目につかない場所で保管する
- ☐ スマートフォン、パソコン等をパスコード等により適切に管理する
- ☐ 写真・動画等をクラウドサービス等に保存する場合は、共有設定等を確認する
- ☐ 児童相談所等から提供された重要な書類は、必要に応じて、書類名、受取日、返却日等を記録する

9. 委託解除時(一時保護委託解除を含む)の対応

委託解除時には、里親等が保有する個人情報のうち、児童相談所等から提供された措置に関わる情報媒体は、児童相談所へ返却します。

【措置委託に係る委託解除時の注意事項】

- ・ 返却対象は、児童相談所等から提供された措置関連情報に限ります。
- ・ 里親等が自ら作成した養育記録、こどもの写真、こどもから里親等宛ての手紙等は原則として返却対象とはしません。これらは、こどもとの生活の記録であり、委託による一時的な関係であっても、こどもにとって生活を共有した大切な存在になり得ることから、こどもとの生活の記録として、こどもの福祉のために適切に保有することが考えられます。
- ・ ただし、児童相談所がこどもの安全、福祉その他の事情から返却、削除、廃棄等が必要と判断した場合は、この限りではありません。
- ・ なお、返却対象外とした記録や写真等についても、守秘義務は委託解除後・里親登録消除後も継続します。これらの記録や写真等についても、正当な理由なく第三者に開示・公開してはなりません。

10. お問い合わせ窓口

本方針に関するご質問・ご相談は、以下の窓口までお問い合わせください。なお、各機関の個人情報の取り扱いに関するご質問・ご相談は、各機関へ個別にお問い合わせください。

【機 関 名】 長野県

【所 在 地】 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2

【担当部署】 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室

【電話番号】 026-235-7099

【受付時間】 平日 午前 9時から午後 4時 30 分まで

【メー ル】 jido-shien@pref.nagano.lg.jp

11. 改定について

本方針は、法令の改正や運用の変更に応じて、予告なく改定される場合があります。最新の内容は窓口または長野県のホームページでご確認ください。

12. 参照法令・通知

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法施行規則
- ・ 地方公務員法
- ・ 里親が行う養育に関する最低基準
- ・ 里親及びファミリーホーム養育指針
- ・ その他関係法令・通知等

13. 遵守義務条項(里親業務に関わる者)

【遵 守 義 務】 本方針を遵守し、関係法令等に基づき適切に管理します。

【情報管理責任】 業務遂行に必要な範囲に限り利用し、第三者への漏えい防止のための安全管理措置を講

じます。

【再提供の禁止】 取得した個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲を超えて第三者に提供しません。必要な情報を第三者に提供する場合は、法令に基づく場合等を除き、必要に応じて児童相談所等に相談し、適切に取り扱います。

【漏えい時の報告】 漏えい・滅失・毀損が発生した場合、速やかに児童相談所へ報告し、指示に従います（児童相談所の場合は、児童相談・養育支援室）。

【研修実施】 個人情報保護に関する研修等を定期的の実施又は受講します。

【違反時の措置】 本方針又は関係法令等に違反する行為があった場合は、事実関係を確認の上、関係法令、委託契約、里親制度上の規定等に基づき、必要な指導その他の措置を講じます。

● 違反例(例示)：

- ・ SNS 等(ブログや動画投稿サイトを含む)に、こどもや保護者等の氏名・年齢・写真・家庭環境等のほか、個人が特定される情報を公開する
- ・ 保護者等やこどもの背景情報を第三者に話す
- ・ 研修資料や事例検討において、必要な匿名化等を行わず、又は必要な手続きを経ずに個人情報を使用する

※ 判断に迷う場合は、必ず事前に児童相談所又は担当フォスタリング機関へ相談してください。

(確認欄)

説明者：_____

☐ 私は、上記の内容について説明を受けました。

年 月 日

署名：_____